

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成30年7月14日 10時30分ごろ
発生場所	北海道せたな町瀬棚港北西方沖 瀬棚港南外防波堤灯台から真方位303° 3.6海里付近 （概位 北緯42° 29.1′ 東経139° 46.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート恵美丸は、帰港中、燃料がなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月24日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 恵美丸、5トン未満（長さ6.48m）
船舶番号、船舶所有者等	202-6075北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風速 約1m/s、視程 約100m 海象：波向 南、波高 約1m せたな町には、平成30年7月9日16時07分に濃霧注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、7月14日04時30分ごろせたな町狩場漁港虹羅地区を出港し、視界不良となった05時10分ごろ同町元浦2区の西方沖約6kmの地点で機関を中立運転として釣りを開始した。</p> <p>船長は、08時30分ごろ釣りを終えて帰ろうとしたところ、濃霧によって自船の位置が分からなくなった。</p> <p>船長は、自船の位置が分からない状態で、付近の釣り船に港の方向を聞くなどして航行を続け、09時54分ごろ携帯電話で釣り仲間を介して海上保安庁に救助を依頼した。</p> <p>本船は、10時30分ごろ燃料がなくなり、ゆっくりと北方に向けて漂流を開始した。</p> <p>本船は、7月16日11時40分ごろ北海道積丹町神威岬の北方沖約18kmの地点で、捜索中の巡視船に発見され、巡視船にえい航されて14時00分ごろ北海道小樽市小樽港に入港した。</p> <p>船長は、GPSプロッターの使い方が分からなかった。</p> <p>船長は、出港前、天気予報を確認していなかった。</p>
分析	本船は、視界不良により船位が分からなくなった状態で航行を続けたことから、燃料がなくなり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、視界不良により船位が分からなくなった状態で航行を続けたため、燃料がなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターの操作方法を習熟しておくこと。・自船の位置が分からなくなった場合、やみくもに航行を続けないこと。・小型船舶は、出港前、天気予報を確認し、悪天候が予想される場合には、出港を見合わせる事。